

# 「JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集」に関する質問・回答

JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会

## 質問・回答内容一覧

1	<p>事業協定について（募集要項 p8）</p> <p>質問内容：事業実施協定の前に、事業提案者として選定された段階で、（協力等）基本協定を締結することは可能ですか。</p> <p>回答：事業提案者に選定された後は、募集要項に基づき、事業化の可否も含めた詳細検討や協議・調整など、募集要項（p8）に記載の業務全般を行っていただく想定ですが、検討協力等に関して基本協定の締結を必要とする場合には、協議会との相談となります。</p>
2	<p>共同企業体組成について（募集要項 p9）</p> <p>質問内容：事業提案者選定後に、JV組成等を理由として、新たに事業提案者を加えることは可能ですか。</p> <p>回答：事業提案者（企業または企業グループ）として選定された後、新たに（事業提案者や事業実施者として）構成企業を加えることは、協議会の承認が得られた場合のみ可能とします。なお、事業化の場合は第一種市街地再開発事業（国庫補助事業）を想定しているため、補助対象となる工事や業務の契約にあたっては入札手続き等が必要となりますので、あらかじめお含みおきください。</p>
3	<p>提案書について（募集要項 p11、12）</p> <p>質問内容：提案書に関して、枚数制限などはありますか。</p> <p>また、プレゼンテーション及びヒアリングについて、1社あたりの想定所要時間を教えてください。</p> <p>回答：提案書のページ数について制限は設けておりませんが、可能な限り簡潔で理解しやすいボリュームとしてください。</p> <p>また、提案審査時の所要時間としては、1事業応募者（企業または企業グループ）あたりプレゼンテーション20分前後、ヒアリング15分前後で想定しています。</p>